

本人であることを証明する公的証明書

# 住基カードを ご存じですか？

住基カードとは正式には「住民基本台帳カード」といい、全国の市町村が希望者に発行しているICカードです。

住基カードには、写真付きのタイプと写真が無いタイプの2種類あり、どちらでも好きなほうを選べます。写真付きのタイプを作られると、様々な場面で本人であることを証明する、公的証明書として利用することができます。また、住民基本台帳カードは、公的個人認証サービスを利用するためのカードとしても利用できます。

住基カードをあなたも  
作ってみませんか。

## ■申請に必要なもの

- 写真付きの公的証明書（運転免許証等の公的機関が発行した写真付きの本人確認書類）  
※写真付きの本人確認書類をお持ちでない方はご相談ください。
- 手数料 500円 ・ 印鑑
- 写真 縦4.5cm×横3.5cm (写真付きのタイプの場合)

## 公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、インターネットを利用した電子申請等を安全に行うために使用する、電子証明書を発行する公的なサービスです。

発行された電子証明書を使うことで、申請を受け付けた機関などが、電子申請をした人が本人であることを確認することができます。

## ■申請に必要なもの

- 住基カード  
(電子証明書を格納します。)
- 写真付きの公的証明書 (写真付き住基カード、運転免許証など)
- 手数料 500円

## あなたの電子証明書の有効期間は大丈夫ですか

公的個人認証サービスで発行された、電子証明書の有効期間は3年間です。住所やお名前が変更になっていない場合も、3年間で失効します。失効して利用できなくなる前に、更新を忘れずに行ってください。

## 問い合わせ

市民課住民係  
☎65-0683 FAX65-6338  
各支所総合窓口課

# 災害時の 要援護者を把握します

## 災害時要援護者 避難個別計画書の 提出をお忘れなく



## □対象者

要援護者として登録できるのは、災害時に自ら避難行動がとれない方です。

- (1) 概ね65歳以上で主に重度の介護を受けている高齢者がお住まいの家庭  
一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- (2) 身体、知的、精神などに障がいを持つ方がいる家庭
- (3) ひとり親家庭で乳幼児、就学前児童がいる家庭

## □申込方法

社会福祉課・各支所総合窓口課・隣保館・市立公民館に申込用紙と封筒を備えています。必要事項を記入後封かんし、社会福祉課まで提出してください。

## □提出期限

2月28日(水)

近年の豪雨における被災や、予想される東海・東南海地震、琵琶湖西岸断層帯地震に備えるため、災害から身を守る対策が求められています。安全な場所に避難するなど災害時の要援護者の避難行動支援について、それぞれの個別計画を確立しておくことが必要です。このため、市では災害時の要援護者を把握し、災害時に対応する個別計画を策定していきます。そこで、対象者の同意をもとに「災害時要援護者避難個別計画書」を提出いただいているところです。要援護者として登録を希望される方で、まだ同計画書を提出されていない場合は、お早めにお申し込みください。

問い合わせ 社会福祉課生活福祉係  
☎65-0701 FAX63-4085